

「学校法人京都文教学園 ガバナンス・コード」の点検結果

2025年3月1日(Sat)

○ 本ガバナンス・コードに係る適合状況の結果は、以下のとおりです。

【適合状況の評価基準】

- ：実施
- △：一部項目未実施
- ×：未実施

大項目	中項目	小項目	点検	備 考
1－1 建学の精神等	(1) 建学の精神・理念	学 園	○	
		大 学	○	
		短期大学	○	
	(2) 建学の精神・理念に基づく人材像	大 学	○	
		短期大学	○	
1－2 教育と研究の目的	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	大 学	○	
		短期大学	○	
	(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取り組みについて（法人庶務部）	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
		⑥	○	
	(3) 私立大学の社会的責任等	①	○	
		②	○	
		③	○	
2－1 理事会	(1) 理事会の役割	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
		⑥	○	
		⑦	○	
		⑧	○	
		⑨	○	
2－2 理事	(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
		⑥	○	
		⑦	○	
	(2) 学内理事の役割	①	○	
		②	○	
	(3) 外部理事の役割	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(4) 理事への研修機会の提供と充実		○	
2－3 監事	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
	(2) 監事の選任	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
(2－3 監事 の続き)	(3) 監事監査基準	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(4) 監事業務を支援するための体制整備	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
2－4 評議員会	(1) 諮問機関としての役割		○	

	(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善		○	
	(3) 評議員会（意見を述べる・諮問に答える・報告を徴すること）		○	
	(4) 評議員会 (監事の選任に関すること)		○	
2－5 評議員	(1) 評議員の選任	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
	(2) 評議員への研修機会の提供と充実	①	○	
		②	○	
3－1 学長	(1) 大学長の責務 (役割・職務範囲)	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(2) 学長補佐体制	①	○	
		②	○	
	(1) 短期大学長の責務 (役割・職務範囲)	①	○	
		②	○	
		③	○	
3－2 教授会	(1) 教授会の役割 (学長と教授会の関係)	大 学	○	
		短期大学	○	
4－1 学生に対して	(1) 大学 3つの方針（ポリシー）の明確化	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(1) 短期大学 3つの方針（ポリシー）の明確化	①	○	
		②	○	
		③	○	
4－2 教職員等に対して	(1) 大学：教職協働		○	
	(2) 大学：ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	①	△	・ 常務理事による責任担当事業領域・職務に係るPDCAが非明示。
		②	○	
		③	○	
	(1) 短期大学：教職協働		○	
	(2) 短期大学：ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	①	△	・ 常務理事による責任担当事業領域・職務に係るPDCAが非明示。
		②	○	
		③	○	
4－3 社会に対して	(1) 大学：認証評価及び自己点検・評価	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(2) 大学：社会貢献・地域連携	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
	(1) 短期大学：認証評価及び自己点検・評価	①	○	
		②	○	
		③	○	
	(2) 短期大学：社会貢献・地域連携	①	○	
		②	○	
		③	○	
		④	○	
		⑤	○	
4－4 危機管理及び法令遵守	(1) 大学：危機管理のための体制整備	①	△	危機管理に係るマニュアル整備が不十分。
		②	○	
		③	×	事業継続計画（BCP）が未策定。
	(1) 短期大学：危機管理のための体制整備	①	△	危機管理に係るマニュアル整備が不十分。
		②	○	
		③	×	事業継続計画（BCP）が未策定。
	(2) 学園：法令遵守のための体制整備	①	○	
		②	○	
5－1 情報公開の充実	(1) 大学：法令上の情報公開	①	○	
		②	○	
	(2) 大学：自主的な情報公開	①	○	
		②	○	
	(3) 大学：情報公開の工夫 等	①	○	

		②	○	
	(1) 短期大学：法令上の情報公開	①	○	
		②	○	
	(2) 短期大学：自主的な情報公開	①	○	
		②	○	
	(3) 短期大学：情報公開の工夫 等	①	○	
		②	○	
	6－1 法人の設置する学校等の運営	高等学校	—	別 紙
		中学校	—	別 紙
		小学校	—	別 紙
		幼稚園	—	別 紙